

八王子支部ニュース

Tel : 042(623)1141 Fax : 042(627)8741

E-mail : sensei@tokyoso-hachioji.com & hachioji-tu@nifty.com



今年も残すところわずかになりました。間もなく新たな年を迎えます。忙しい学期末お疲れ様でした。今年もコロナ対策、学校図書館の充実、エアコン設置などの対市予算要求、特別支援教室、ゆきとどいた教育などの署名活動、都労連賃金及び福祉関連要求等の対都交渉、人事異動、学校安全衛生やハラスメントなどの労働相談、みなさんとともに取り組むことができました。新学期も、都教組八王子支部は教職員のための身近な『労働組合』として、『労働条件にかかわる要求』と『教育にかかわる要求』の二つの要求を両輪として運動を進めます。新年もどうぞよろしくお願いします。

～冬の組合加入促進～

12月20日～1月8日

『冬のおしゃべりウィーク』

八王子支部

今年度加入10人

※今年度12月14日現在

都教組という『労働組合』が、教職員の権利の獲得と教育条件整備に寄与し守ってきたことを、ベテラン教職員でさえ知らない方が増えています。給与や一時金、退職金などが改悪されていることや、休暇などの福利厚生について、使い方すら知らない方が多くいます。賃金や福利関連要求は、毎年都労連（東京都に働く交通、水道、高等学校、都庁職、都教組など都職員の組合の集まり）とともに、様々な要求を都教組が都と交渉し獲得してきました。しかし、教職員の歪な年齢構成から組合員の大量退職があり、加入対象者層の未加入も増えたことや元石原都政に代表される上意下達・組合敵視の都政のもと、学校職場の働く環境は年々厳しさを増しています。2023年から始まる定年延長をはじめ、今後の働き方は激変し、教職員の働く環境も生活も大きく影響を受けることに不安を感じる方は多いでしょう。都教組は、そんな不安を語り合い、要求を集約し解決に向けて取り組みます。教職員と子どもを守り、教育実践と働きやすい職場環境、教育条件整備を進める教職員のための『労働組合』が都教組であることを、多くの働く仲間へ伝え、大いに加入をすすめてみましょう。今後、組合の意義についても記事にしていきます。

組合加入・共済加入に向けた職場で集まりを！支部役員も応援参加対応！

いろいろな職場で集まりを 職場会、学習会など『冬の職場おしゃべり会』を

・保険のことが知りたい（共済カフェ：桜損保の専門家が教職員向けに詳しく説明）

・お金・資産運用・住宅ローンのことが知りたい（労金カフェ：労金が教職員向けに詳しく説明）

※加入に向けて集まれば援助金がでます。支部に申請してください。1回3000円、何回でもOKです。

未加入の方へポケットティッシュとミニチラシを、できれば一声かけて手渡しを！

3学期支部委員会

・日時 1月26日(水) 18時～19時30分

・場所 クリエイトホール第7会議室

・内容 『定年延長について』

・学習 『公務災害について』 ※複数参加歓迎

支部役員選挙について ※ズームあり予定

ゆきとどいた教育署名

・16,510筆(国) 18,276筆(都)

特別支援教育署名

・12,380筆 集まりました。

◎12月も引き続き推進し、最終締め切り1月末まで、集めきりましょう！

つながろう八王子

～ミニ実践講座&おしゃべり会～

中学校の学級づくり

・内 容: 20代、中二担任の実践レポートから考える。

『中二の三学期は中三のゼロ学期?』

・日 時 1月19日(水) 18時30分～20時

・場 所 南大沢文化会館第3会議室

組合の教採勉強会

・対 象: 現在学校現場に働き、これから教員採用試験を受けようと思っている皆さん、受験者をサポートしようと思っている皆さん

・内 容: 月に一回程度集まり情報交換や論文、面接、集団面接の実践研修等

・日 時 12月26日(日) 18時～20時

・場 所 南大沢文化会館第1会議室

毎年、都労連妥結前日に教育委員会から出される

「教職員の皆さんへ」についての支部見解 (2)

前号に続き、八王子市教育委員会の11月10日付け『今日職員の皆さんへ』というお知らせ「職員団体の指令などにより上司の承認なく勤務しない等の行為は、違法であり公務員として許されない行為です。また、学校の正常な運営に支障をきたすものであり、児童・生徒、保護者および市民の信頼を裏切るものであります。」について支部の見解を掲載します。例年通りのものですが、これは、組合が団体交渉権を行使しストライキを行うことをけん制する意味で出された文章であり、いかに不当であるかということ、教職員組合として、中学校社会教科書を使って丁寧に説明いたします。

そもそも禁止するほうが憲法軽視の違法行為

労働者が使用者と「対等な関係」であるために、労働者は、労働組合を作り、ストライキを背景に使用者側と交渉する権利が憲法で認められています。(資料Ⅱ)

資料Ⅱ 労働者の権利

中学社会公民(教育出版) p61

労働者は、使用者から不利な労働条件を押しつけられることも少なくありません。そこで憲法は、労働者が団結して労働組合をつくり(団結権)、労働組合として会社側と対等に交渉し(団体交渉権)、要求を実現するためにストライキなどを行う団体行動権(争議権)を認めています(第28条)。このように、労働者自身が労働条件の改善を可能にする権利を、労働基本権(労働三権)といいます。労働基本権は、労働者の生活状況の改善にもつながるため、社会権を労働者自身が主体的に実現する重要な権利といえます。

一方、国家公務員法、地方公務員法などに、公務員の「争議行為」つまりストライキを禁止する規定があります。これは、1948年、当時日本の最高権力で憲法を超える存在だったGHQ最高司令官マッカーサーからの命令を法律にしたもので、アメリカの占領政策の転換に伴い、戦後の民主化から「逆コース」の表れです。(資料Ⅲ)

資料Ⅲ 公務員のストライキが禁止されたいきさつ 中学社会歴史(教育出版) p61〈占領政策の転換〉

冷戦の緊張の高まりを背景に、連合国軍総司令部は、日本を非軍事化・民主化する方向から、中華人民共和国などのアジアの共産主義に対抗する勢力に育てる方向へと、日本の占領政策を転換させていきました。

1948年、官公庁の労働者の争議権が禁止され、1949年には、財政の引きしめや増税の政策がとられ、多くの中小企業が倒産しました。失業者が増大し、労働運動が高まるなか、総司令部と日本政府は、共産党の党员・支持者を官公庁や民間の職場から追放しました。一方で、大戦中に重要な地位にあった、旧軍人や政財界人の追放を解除し、公職への復帰を認めました。

しかし、日本国憲法は「最高法規」なので、公務員のストライキを禁止する法律よりも、憲法のほうが優先なのです。したがって、労働者が使用者と「対等な関係」であるために、労働者は、労働組合を作り、ストライキを背景に使用者側と交渉する権利が憲法で認められているのです。～以上～